

(仮称)屋外駐車場の路面の色彩の変更に関する指導要綱の制定について

昨今のまちなかにおける屋外駐車場の増加や、経営形態（時間貸し）の変化をうけ、屋外駐車場の路面の色彩についても景観への配慮の必要性が高まっています。

については、屋外駐車場の路面の色彩の変更をする前に行う手続等について定める要綱を制定します。

(仮称)屋外駐車場の路面の色彩の変更に関する指導要綱の概要

(適用区域) 景観形成区域(伝統環境保存区域、伝統環境調和区域、近代的都市景観創出区域)を対象とします。

(基準) 景観形成基準を適用します。

(手続) 屋外駐車場の路面の色彩の変更をする前に市長へ届出が必要になります。

(施行) 平成 25 年 10 月 1 日(予定)

* 景観形成基準は、現在、金沢市景観計画において変更手続を行っています。(別途意見募集を行っています。)

【参考】景観形成基準(屋外駐車場の路面の色彩関係)

対象	基準を追加する区域	追加する基準
建築物の敷地内の 駐車スペース・駐車場	金沢市全域	路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。
路外駐車場 (上記駐車場以外の駐車場)	景観形成区域 (伝統環境保存区域 伝統環境調和区域 近代的都市景観創出区域)	